

備後圏域連携協議会の名義及びロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、備後圏域連携協議会（以下「協議会」という。）の名義及びロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの使用料は、無料とする。

3 ロゴマークは、その一部のみを使用し、又は変形して使用してはならない。ただし、備後圏域連携協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

(使用申請)

第3条 協議会の名義又はロゴマークを使用しようとするものは、名義及びロゴマーク使用申請書により、あらかじめ会長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 報道機関が報道のために使用するとき。

(2) その他会長が使用申請を必要としないと認めるとき。

2 前項の名義及びロゴマーク使用申請書には、事業実施要項、チラシ等事業内容が確認できる書類を添付しなければならない。

3 名義又はロゴマークを使用した製作物等（以下「製作物」という。）を有料で販売する場合は、前項の書類と併せて、販売価格等を記載した企画書を添付しなければならない。

(使用期間)

第4条 名義及びロゴマークの使用期間は、当該事業が終了する日までとする。

(使用承認等)

第5条 会長は、第3条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、別表に定める承認基準に照らして適当と認めたときは、名義及びロゴマーク使用承認書により、当該申請をしたものに通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による使用承認に際し、次の条件を付すものとする。ただし、会長が必要ないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 事業の実施に当たっては、公衆衛生及び災害防止について、適切な措置を講じるこ

と。

(2) 事業の実施に当たり事故等が発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに報告すること。

(3) 次のいずれかの事由に該当するときは、使用承認を取り消す場合があること。

ア 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

イ 別表に定める承認基準を満たさなくなったとき。

ウ その他会長が使用承認が適当でないとするとき。

(4) その他使用承認に関し会長が必要とする事項

3 会長は、第3条第1項本文の規定により申請したものが第7条の規定により使用承認を取り消され、当該取消の日から当該申請に係る事業を開始する日まで3年を経過していないときは、第1項の規定にかかわらず、使用承認をしないことができる。

4 第3条第3項の規定により企画書を提出し第1項の規定により使用承認を受けたものは、製作物の完成後、速やかに当該製作物を会長に提出しなければならない。ただし、当該製作物の提出が困難である場合は、当該製作物の写真の提出をもって代えることができる。

(使用承認後の変更等)

第6条 前条第1項の規定により使用承認を受けたものは、当該使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、その事項、理由等を記載した名義及びロゴマーク使用承認変更申請書により、あらかじめ会長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により名義及びロゴマーク使用承認変更申請書を提出する際、第3条第2項の規定により添付した書類又は同条第3項の規定により添付した企画書に変更が生じた場合は、その旨が確認できる書類を添付しなければならない。

3 前条第1項の規定により使用承認を受けたものは、当該使用承認を取り消そうとするときは、その理由等を記載した名義及びロゴマーク使用承認取消届出書により、会長に届け出なければならない。

(使用承認の取消し等)

第7条 会長は、第5条第1項の規定により使用承認を受けたものが次のいずれかの事由に該当するときは、使用承認を取り消し、製作物の回収を求めることができる。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 別表に定める承認基準を満たさなくなったとき。

- (3) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。
- (5) その他会長が使用承認が適当でないとするとき。

(損害賠償)

第8条 協議会及び会長は、前条の規定により使用承認を取り消したことにより使用承認を受けていたものに損害が生じても、その責めを負わない。

2 協議会及び会長は、製作物の瑕疵により第三者に損害が生じても、その責めを負わない。

3 第5条第1項の規定により使用承認を受けたものは、名義又はロゴマークの使用に際し、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、名義又はロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後にあった使用申請から適用し、施行日の前日までにあった使用申請については、廃止前の後援名義の使用についての規定は、なおその効力を有する。

別図（第2条第1項関係）



別表（第5条第1項関係）

承認基準

<p>1 事業の主催者</p>	<p>(1) 備後圏域を拠点として活動する公益的法人（宗教団体及び政治団体を除く。）、報道機関など公共性のある団体のほか、備後圏域の連携事業の推進に資する団体であること。</p> <p>(2) 主催者の所在地・組織・運営方針が明確であること。</p> <p>(3) 特定の宗教団体又は政治団体に関係がないこと。</p>
<p>2 事業内容</p>	<p>(1) 備後圏域の更なる発展及び連携の促進に資する事業であること。</p> <p>(2) 特定の宗教団体又は政治団体の利害に関するものでないこと。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められないこと。</p>
<p>3 その他</p>	<p>(1) その他名義又はロゴマークの使用を承認することについて、不相当と認められる事情がないこと。</p>